

日本反核法律家協会

2019年総会議案書

2019/11/16 全理連ビル

I. 情勢の特徴と私たちの課題	1
II. 活動報告	5
III. 活動方針	9
IV. 役員体制	13

日本反核法律家協会

(事務所) 〒160-0007 東京都新宿区荒木町 20-4 フリーディオ四谷三丁目 906

(連絡先) 大久保賢一法律事務所 TEL:04-299-2866 FAX:04-2998-2868



I. 情勢の特徴と私たちの課題

前回総会後の情勢変化を踏まえ、新局面での私たちの課題を検討する。

1. 核廃絶をめぐる国内外の情勢

(1) 核軍拡競争再燃の懸念

世界の核兵器数は、米国科学者連合（FAS）の2019年5月現在のデータによると総数13,890発、ロシア6,500、アメリカ6,185、中国290、北朝鮮20～30とされている¹。総数70,300発とされる1986年のピーク時に比べれば減少したとはいえ、人類が滅亡するには十分な数である。

昨2018年2月のトランプ政権による核態勢見直し（NPR）では、核兵器の小型化を図り非核攻撃に対しても核兵器使用がありうることが示され、トランプ大統領は同年5月に「包括的共同行動計画（JCPOA）」・イラン核合意からの離脱を表明、続く10月には中距離核戦力（INF）全廃条約から離脱を表明した。これらに呼応して本年5月イラン・ロウハニ大統領が核合意について履行の一部停止を表明し、8月2日にはINF全廃条約は失効するに至っている。

また本年2月13日米国は未臨界実験を行ったことを、5月24日に発表した。この発表と同時期の5月29日に米国国防情報局のアシュレー局長は、ロシアは低爆発力の核実験を実施している可能性があること、また今後10年間でロシアと中国が核保有量を著しく増やすだろうと述べている²。

世界の核兵器数が増えるという見通しに加え、国際的な相互不信が強まれば、核兵器使用の危険性が高まるることはいうまでもない。ことにトランプ米国大統領は、核兵器使用にためらいを見せたことがない。核兵器使用の閾値は、むしろ低くなっているという現実を直視しなければならない。私たちは、核兵器禁止条約（TPNW）がその前文において、核兵器の完全廃絶が「いかなる場合にも核兵器が決して再び使用されないことを保証する唯一の方法であり続けている」と述べていることに改めて留意する必要がある。

(2) 核兵器禁止条約（TPNW）と2020NPTをめぐる動向

本年、核兵器禁止条約（TPNW）の採択から2年を経て、10月20日現在79カ国が署名し、批准・加入国は33カ国³という状況にある。条約発効の要件の半分を超える国が批准・

¹ 「核情報」以下のURL参照。<http://kakujoho.net/ndata/nukehds2018.html>。尚、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）のデータ（2019年6月17日発表）では2019年1月現在の核兵器総数推計13,865発（以下のURL参照<https://www.sipri.org/media/press-release/2019/modernization-world-nuclear-forces-continues-despite-overall-decrease-number-warheads-new-sipri>）。

² 毎日新聞2019年5月30日付、しんぶん赤旗同月31日付。

³ 10月20日現在批准・加入国は以下の通り。ガイアナ、タイ、バチカン市国、メキシコ、キューバ、パレスチナ、ベネズエラ、パラオ、オーストリア、ベトナム、コスタリカ、ニカラグア、ウルグアイ、ニュージーランド、クック諸島、サモア、バヌアツ、ガンビア、サンマリノ、セントルシア、エルサルバドル、南アフリカ、パナマ、セントビンセント・グレナディーン、ボリビア、カザフスタン、エクアドル、ラオス、モルディブ、トリニダード・トバゴ、キリバス、バングラデシ、ドミニカ国。

加入したことになる。昨年の総会決議では「9月27日現在、69ヶ国が署名し、批准・加入国は19ヶ国」であり、2019年中に発効と目された当初の想定からは遅れているものの、着実に前進している。2018年12月5日には国連総会本会議において、米国の「核の傘」の下にある日本など41カ国が反対したものの核兵器禁止条約批准促進決議が採択された⁴。

また、本年4月29日から5月10日までニューヨーク国連本部で開催された2020NPT再検討会議第3回準備委員会においては、核保有国を中心に安全保障環境の整備を重視してTPNWを無視するアプローチが提示される一方、TPNW推進諸国からはTPNWが核軍縮に向けた効果的措置に貢献しNPTを補完するものであることを強調する共同声明が発出された。

核保有国が引き続き核兵器を安全保障の要とする立場に固執するのに対し、TPNWは前文で「核兵器のない世界」の達成維持が「世界の最上位にある公共善であり、国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資する」と述べるとおり、根本的に相容れない。2020NPTにおける議論を、市民社会は注視していく必要がある。

尚、TPNWをめぐっては、新しい動きが起きていることも注目に値する。本年7月1日、全米市長会議の年次総会は、TPNWを改めて支持し、2020年の大統領選候補者に向けて核兵器廃絶交渉で指導力を發揮するよう求める決議を採択⁵した。市長会議のみならずカリフオルニア州、ニュージャージー州、オレゴン州などの合衆国州議会でもTPNWの重要性に着目し連邦政府に署名・批准を求める他、このような動きはマサチューセッツ、ミネソタ、ワシントンの各州に広がっている⁶。米国内の動きだけでなく、NATO加盟国であるスペインでもTPNWの署名・批准を政策に掲げる政党ポデモスと社会労働党との連立協議が始まると新たな変化が生まれている⁷。

日本国内に目を向ければ、この7月に行われた参院選挙⁸に向け5月29日市民連合と野党4党及び1会派で合意した「13項目の共通政策」⁹において、安倍「改憲」とりわけ9条「改定」阻止、安保法制、共謀罪法などの廃止、名護市辺野古における新基地建設の中止、東アジアにおける平和の創出と非核化の推進・北朝鮮との国交正常化、といった内容は盛り込まれたものの、TPNWの署名・批准は共通政策とはならなかった。しかし野党をつなぐ「市民連合」は「核兵器禁止条約の早期批准のとりくみを強める」と表明している¹⁰ことから、総選挙においてはTPNWをも視野に入れた「共通政策」の議論が俎上に上ることは必至とみられている。

また地方政治のレベルにおいては、群馬・熊本・長崎の3県で野党共闘の「共通政策」に核兵器禁止条約の署名・批准の要請が盛り込まれているし、広島市は本年8月6日の「平

⁴ 日経新電子版 2018年12月6日付

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO38602570W8A201C1000000/>

⁵ しんぶん赤旗 2019年7月4日付

⁶ しんぶん赤旗 2019年7月7日付

⁷ しんぶん赤旗電子版 2019年7月7日付 「主張」、以下のURLで閲覧可能。

https://www.jcp.or.jp/akahata/aik19/2019-07-07/2019070702_01_1.html

⁸ この参院選挙の結果、野党共闘により改憲勢力の議席数は3分の2を下回った。

⁹ しんぶん赤旗電子版 2019年5月30日付、以下のURLで「13項目の共通政策」の閲覧可能。https://www.jcp.or.jp/akahata/aik19/2019-05-30/2019053002_01_1.html

¹⁰ 「市民連合」の中心の一人である廣渡清吾氏は、原水爆禁止世界大会・長崎開会総会において、「市民連合は安倍改憲を絶対に許しません。9条平和主義を基礎にして、東アジアの平和創出と非核化を追求し、沖縄の普天間基地撤去と辺野古新基地新設阻止を実現し、また、核兵器禁止条約の早期批准のとりくみを強めます」と挨拶した（世界大会実行委員会発行「原水爆禁止 2019年世界大会の記録」89頁に詳細）。

和宣言」で「世界中の為政者には、(中略) 核兵器禁止条約の発効を求める市民社会の思いに応えていただきたい。」「日本政府には、(中略) 核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いをしっかりと受け止めていただきたい。」と述べている。長崎市田上市長が本年 8 月 9 日平和祈念式典でおこなった「長崎平和宣言」では「日本政府に訴えます。(中略) 唯一の戦争被爆国の責任として、一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准してください。」と单刀直入に政府に要請しており、この両宣言とも被爆の実相に立脚して TPNW 推進を表明している点が特徴的である。

国内外において、核保有国や核の傘のある国が TPNW に背を向けていたり、地方政治のレベルあるいは市民社会の中で、TPNW の理解が深まり浸透しつつあるといえよう。

(3) 朝鮮半島をめぐる情勢—「微用工判決」後の日韓関係をどうみるか

本年 2 月 27 日、28 日ベトナムのハノイにおいて 2 回目の米朝首脳会談が行われた。昨年 6 月シンガポールで行われた 1 回目の米朝首脳会談における「共同声明」のような公式文書は採択されなかつたのは、北朝鮮の核兵器廃絶プロセスの提案と国連制裁議解除の要求に対し、米国が全面一括非核化を求めて同意しなかつたことが理由と伝えられる。さらに 6 月 30 日に軍事境界線上の板門店で 3 回目の首脳会談が行われたが、大きな進展はみられなかつた。しかし、9 月 9 日になって北朝鮮側から 9 月下旬に非核化をめぐる包括的討議の用意があるとの表明があり、トランプ大統領も協議再開に前向きな姿勢を見せているものの、今後の展開については予断を許さない。この点で注目されることは、9 月 10 日、トランプ大統領がボルトン補佐官を解任したことである。解任の理由は「北朝鮮政策で大きな失敗を犯した」ことにあるとされている（しんぶん「赤旗」9 月 13 日付）。ボルトン氏が提唱した北朝鮮の核兵器放棄を先行させるいわゆる「リビア方式」を否定したことは、北朝鮮問題の新たな進展につながることが期待される。

前述のとおり米国は 2 回目の米朝首脳会談の直前、2 月 13 日に未臨界実験を行っている。米国は、一方的に北朝鮮には核の放棄を迫りながら、自国の核兵器には手を触れさせないというメッセージを発したことになる。北朝鮮がシンガポール会談 1 周年を機に国連加盟各國に配布した文書¹¹において「一方的に我々が核兵器を差し出すよう主張しながら、力で我々を滅ぼす計画」がこれまで以上にあからさまになってきた、と記すのもそれなりの根拠があるといえよう。朝鮮半島の平和と非核化に向けて、決して楽観はできない状況にある。

昨今の日韓関係の深刻な悪化もまた、朝鮮半島の平和と非核化を妨げる要因となっている。今日の深刻な悪化を招いた直接の要因は、昨年 10 月 30 日韓国大法院による「微用工判決」¹²に対し、日本政府が不誠実かつ無責任な対応を示したことにある。日本政府はこの間、植民地支配に対する真摯な謝罪もなく、「微用工」被害者の名誉と尊厳を回復する責任を放棄したまま対話の道を開ざし、政治的対立を煽ってきた。本年 8 月 2 日、日本政府は輸出管理上の優遇対象国から韓国を除外する政令改正を閣議決定し、同月 28 日この措置を発動した。一方韓国政府は同月 23 日、日韓軍事情報包括保護協定（GSOMIA）の終了を通告するに至る。

GSOMIA 自体は、南北朝鮮と日本との関係改善、及び朝鮮半島の平和と非核化に必ずしも資するものではないが、上述の応酬が政府間に無用の緊張関係を生み出すことは否めな

¹¹ ピースデポ訳 <https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/2019/06/>

¹² 「微用工判決」の評価と今後の課題をめぐっては、2018 年当協会意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」における崔鳳泰弁護士の報告をはじめとする討論要旨を参照のこと。機関誌『反核法律家』No.98（2019 年春号）31 頁以下に掲載。

い。日本政府は「村山談話」の立場にかえり、誤った歴史認識を捨て、誠実な対話によって解決を図るべきである。

この間「嫌韓」を煽ってきた日本のマスコミの責任も重大である。差別を助長し憎しみを煽る記事・報道が蔓延しているが、国内で「嫌韓」が「売れる」ことも見逃してはならない。本年 8 月 3 日、「平和の少女像」を展示した愛知トリエンナーレ「表現の不自由展」が中止に追い込まれたことは記憶に新しい。その後の再開計画も、実現を阻まれた。開催地自治体首長らの不見識はもとより、主催者に対するテロまがいの脅迫・嫌がらせが多数にのぼったことが背景にある。私たちは、こういった「下からのファシズム」にも目配りする必要がある。

2. 私たちのとりくむべき課題——市民社会と連携して、私たちの果たすべき役割とは 〈核も戦争もない世界の実現に向けて〉

世界にはまだ人類を滅亡させるに十分な数の核兵器が存在する。蓄えられた核兵器の威力からすれば、世界の人口を 73 億人として一人 200 回以上殺されることになるという試算もある。核兵器禁止条約 (TPNW) は当初 2019 年中にも発効するのではないかと目されていたが、現時点での批准・加入国は発効要件の過半数に至ったところであり本年中の発効は難しいものと思われる。核保有国や「核の傘」依存国の政府は依然として TPNW を敵視あるいは無視している。しかしながら、TPNW の採択後 2 年を経て、その内容と価値への共感は着実に広がっている。その表れが、自治体や市民社会における草の根レベルでの TPNW 推進のとりくみである。

TPNW は、核兵器のいかなる使用も「人道上の壊滅的結末」をもたらすとしている。そして核兵器が二度と使用されないことを保証する唯一の方法は、核兵器の完全廃絶であるとしている。核兵器のない世界の達成維持が「国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資する」とする TPNW の安全保障観に対し、その対極にあるのが核の保有と使用の威嚇が、核戦争ないし戦争を防いでいるのだとする核保有国・核依存国の安全保障観である。私たちは、核兵器によって平和と安全を確保するという核抑止論を乗り越えなければならない。

そもそも核兵器の使用によってもたらされる「人道上の壊滅的結末」とは、人間の手に負えない事態を意味している。人間の手に負えないものであるがゆえに「最終兵器」となりうる。戦争一般を違法化しても、武力による問題解決を認める余地を残せば、「最終兵器」である核兵器の保有や使用を容認することにつながる。

国連憲章 2 条 4 項は武力行使や威嚇を禁止している。しかしながら、憲章 43 条は、国の平和や安定のために非軍事的措置で不十分な場合の軍事的措置を規定し、また 51 条は、限定期的とはいえ加盟各國の「個別的又は集団的自衛の固有の権利」の行使を認めている。そこに武力による威嚇、武力行使の余地が残されている。

これに対して日本国憲法は、9 条 1 項において「戦争放棄」を定め、同条 2 項において「戦力不保持」と「交戦権の否認」を定めている。戦力を放棄するという形で、武力の行使を不可能としているのである。戦争の違法化にとどまらず、武力の行使を不可能とする絶対的平和主義の規範である。この規範の下では、自衛戦争や正義の強制のための武力の行使也不可能になる。

国連憲章と日本国憲法 9 条 2 項との質的違いが生じた背景には、核兵器の発明と使用がある。国連憲章の署名は 1945 年 6 月 26 日であるのに対し、日本国憲法の公布は 1946 年 11 月 3 日である。この二つの日付の間に、1945 年 8 月 6 日広島・9 日長崎への原爆投下があつたことを忘れてはならない。原爆投下を経て「核の時代」に生きる私たちは、「人類が

戦争を滅ぼさねば、戦争が人類と文明を絶滅させるであろう」ことを自覚し、日本国憲法の到達点を世界化・普遍化することで、TPNW の安全保障観をゆるぎないものにしていかなければならない。

TPNW の理解が市民社会に浸透しつつある今こそ、被爆者の犠牲の上に成立した日本国憲法 9 条 2 項の絶対的平和主義の理念と価値、非軍事平和の思想を国際的に普及し規範として確立していくことが私たちの課題である。来年の 2020NPT 再検討会議の場で、私たちは「核も戦争もない世界の実現に向けて」をテーマとして IALANA との共催でサイドイベントを行うことを提案している。その成功に全力を尽くすことが求められている。

〈朝鮮半島の非核化と平和を求めて〉

米朝首脳会談、協議の行方は予断を許さない。しかし北朝鮮に一方的に核の放棄を迫るのでは事態の进展は見込めないし、朝鮮半島の非核化の一部でしかない。私たちが求める朝鮮半島の非核化と平和とは、関係諸国すべてが核に依存する安全保障政策を転換し、朝鮮半島における紛争を解决して恒久的平和に導くことである。市民社会では、圧力と制裁一辺倒の対北朝鮮政策に対する代替案として、ICAN による TPNW を軸とした提案や、長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) による北東アジア非核兵器地帯への包括的なアプローチの提案などが生まれている¹³。私たちは、こうした幅広い議論を積み重ねていく必要がある。

「徴用工判決」を契機に、日本政府は不誠実で無責任な態度に終始し、対話を閉ざして日韓関係を悪化させ、日本のマスコミも「嫌韓」を煽ってきた。朝鮮半島の非核化と平和にとって百害あって一利なしのこれらの潮流に、私たちは事実と道理に基づいて批判していくなければならない。同時に、これらの風潮に対抗するためには、市民社会における交流と対話がいっそう重要になる。昨年の総会決議において私たちは「北東アジア諸国が TPNW に入ることによって、相互の信頼醸成が培われ、安全保障環境の改善が促進されるのである。日本と南北朝鮮の市民社会が協力して、各国政府に TPNW の署名・批准を求める運動を進めることは、とりわけ重要な課題となっている。」と確認した。課題を共有し連携を強めて協力協働を進めますます求められている。

また「嫌韓」の風潮に、無批判に同調する市民の存在も見逃せない。その背後には、歴史認識の歪みと、自らの政治的経済的不満を「他者」に転嫁する排外主義的傾向がみてとれる。私たちは、軍縮・平和教育の必要性を再確認し、とりわけ将来世代にむけて発信力を強めていかなければならない。

II. 活動報告

前回総会後の今期活動について振り返る。

1. 意見交換会 朝鮮半島の非核化のために

前回（2018 年 11 月）総会後、3 回目となる同一テーマの「朝鮮半島の非核化のために」で意見交換会を行った。パネリストは楊小平氏、崔鳳泰氏、山田寿則理事、金竜介氏、山根和代氏の 5 名であり、内藤雅義副会長と田部知江子理事がコーディネーターを務めた¹⁴。朝鮮半島における武力衝突の危機が高まっていた一昨年から情勢は大きく変化し、南北会談・米朝会談を経て対話による朝鮮半島非核化の道を展望しつつ行われた意見交換会となった。

¹³ 2018 年当協会意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」における山田寿則理事の報告をはじめとする討論要旨を参照のこと。機関誌『反核法律家』No.98（2019 年春号）36 頁以下に掲載。

¹⁴ 意見交換会の内容は機関誌『反核法律家』（2019 年春号）No.98、25 頁以下参照。

初めて中国出身のパネリスト楊小平氏を迎えて、中国国内での原爆投下についての認識に触れることが出来たこと、また韓国大法院の「徴用工判決」がなされた直後の時期とあって日韓・日朝関係の本質に迫る議論がなされたことが特徴的であった。

2. 当協会創立 25 周年・機関誌創刊 100 号記念事業の企画・検討

2018 年 12 月理事会より 25 周年・100 号記念事業の企画の検討に入り、最終的に以下のとおりとりくんだ。

① 2019 年 11 月 16 日（本総会・意見交換会の後）、25 年のあゆみを振り返り、当協会会員相互及び関係諸団体との交流を深める場として 25 周年記念レセプションを開催することを決定し、準備した。

② 機関誌『反核法律家』の創刊 100 号を記念し、懸賞論文を募ることとした。若い世代の育成・奨励を目的に「核兵器をなくすために、私たちにできること」をテーマとする論文を公募した。入賞者への懸賞金授与、及び 25 周年記念レセプションでの表彰、機関誌への論文掲載を特典とした。

③ 懸案の下田ケースアーカイブ化につき、下田事件に関する原資料一式を業者に依頼して PDF ファイルに写しデジタル保存を行った。その後 PDF ファイルの整理作業が終わり、当協会ホームページで閲覧できるよう作業を進めている。

3. 第 2 回米朝首脳会談に関する声明

当協会は、本年 2 月 27、28 日ベトナム・ハノイにおいて第 2 回米朝首脳会談が開催されたことを受け、4 月 1 日付で会長声明を発出した。第 1 回会談のときと異なり米朝間で公式文書は採択されず交渉に進展はみられなかったものの、対話のチャンネルが閉ざされたわけではなく、交渉の継続と、核兵器禁止条約を踏まえ朝鮮半島の非核化を進めることを要望する内容となっている¹⁵。

4. 2020NPT 再検討会議第 3 回準備会合及び関連会合並びに IALANA 非公式会合への代表派遣

当協会は、2019 年 4 月 29 日から 5 月 10 日までニューヨーク国連本部で開催された 2020NPT 再検討会議第 3 回準備会合及び関連会合並びに IALANA 非公式会合に、山田寿則理事、森一恵理事、篠原翼会員を代表派遣し、学生新会員の肥留間晃生さん、鈴木大将さん、永友健也さん、相馬未侑さん、森田優一さんが行動を共にした。学生新会員らには帰国後、これら会合への参加レポートをまとめてもらい、各自の報告文書を機関誌『反核法律家』No.99（2019 年夏号）¹⁶に掲載した。

5 月 1 日に実施された中満泉国連軍縮担当上級代表と NGO との国連軍縮アジェンダについての意見交換会において、当協会は「『核兵器も戦争もない世界』の実現に向けての提案」¹⁷（2019 年 4 月 19 日付、和文・英文表記のフライヤー）を提出した。「『核兵器も戦争もない世界』の実現に向けての提案」は、IALANA 非公式会合はじめ NGO 間の交流の場でも活用された。

¹⁵ 会長声明発出時には、アメリカによる 2 月 13 日の未臨界実験については公表されていなかった。

¹⁶ 同誌 2 頁以下「<特集>2020NPT 再検討会議第 3 回準備委員会と関連会合」参照。

¹⁷ 同 27-28 頁に掲載。

当協会のサイト <http://www.hankaku-j.org/statement/jalana/190419.html> でも閲覧可能。

5. IALANA との協働、2020NPT 再検討会議における共催サイドイベント企画の検討

引き続き IALANA との連携を強めている。とりわけ今期は、「『核兵器も戦争もない世界』の実現に向けての提案」(4 項記載のフライヤーの内容を発展させたもの) をテーマに 2020NPT 再検討会議における共催サイドイベント企画を提案し、IALANA 理事会等での議論に付した。

尚、IALANA 役員らには、2 項記載の機関誌 100 号記念誌 (100・101 合併号) への 25 周年記念メッセージの寄稿を依頼し、彼らの協力を得て掲載した。

6. 「原発と人権」ネットワークの活動、第 5 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしまに向けて

2019 年 5 月の「原発と人権」ネットワーク会合において第 5 回「原発と人権」全国研究・市民交流集会の開催が決定し、同集会において当協会主催または共催による「核兵器と原発」分科会を準備することも確認された。

7. 2019 年 8 月創価大学法学部「人間の安全保障フィールドワーク」の学生による当協会へのインタビュー訪問があり、事前に届けられた質問書に基づいて、当協会の活動、核をめぐる情勢、どうやって核廃絶を行うか、などについて質疑応答が行われた。当協会大久保賢一事務局長、山田寿則理事、村山志穂理事が対応した。

8. 理事会の開催

下記のとおり、理事会が開催された。昨年に比べ、理事会参加人数が二桁にのぼる回数が増えた。引き続き多くの会員の参加を呼び掛けたい。遠方からスカイプを通じての参加も歓迎する。メーリングリストを通じて理事会で話し合われた内容を簡単にまとめた議事録を配信した。

開催日	参加者	主な議題
12 月 13 日 (2018)	10 名	総会・意見交換会総括、ヒバクシャ国際署名財政と体制、25 周年企画・懸賞論文・下田ケースアーカイブ化事業の検討、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会報告、外
1 月 10 日 (2019)	9 名	25 周年企画・懸賞論文・下田ケースアーカイブ化事業検討、12/15 ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会・イベント報告、外
2 月 14 日	9 名	25 周年企画・懸賞論文・下田ケースアーカイブ化事業検討、2020NPT 再検討会議第 3 回準備会合等代表派遣、3.1 ビキニデーについて、原発と人権ネット、NGO 連絡会報告、外
3 月 15 日	10 名	第 2 回米朝首脳会談と当協会声明の検討、25 周年企画・懸賞論文・下田ケースアーカイブ化事業検討、2020NPT 再検討会議第 3 回準備会合等代表派遣、組織拡大と財政、外
4 月 18 日	15 名	2020NPT 再検討会議第 3 回準備会合等代表派遣、25 周年企画・懸賞論文・下田ケースアーカイブ化事業検討、原発と人権ネット、NGO 連絡会、ヒバクシャ国際署名、外
5 月 13 日	8 名	2020NPT 再検討会議第 3 回準備会合等報告、25 周年企画・懸賞論文・下田ケースアーカイブ化事業検討、原発と人権ネット、NGO 連絡会、ヒバクシャ国際署名、外

6月12日	12名	2020NPT再検討会議に向けたサイドイベント(IALANA共催) 提案検討、総会・意見交換会・25周年企画・懸賞論文・下田ケースアーカイブ化事業、第5回「原発と人権」分科会、NGO連絡会、ヒバクシャ国際署名、外
7月17日	7名	2020NPT再検討会議に向けたサイドイベント提案の検討、総会・意見交換会・25周年企画・懸賞論文・下田ケースアーカイブ化事業、第5回「原発と人権」分科会、NGO連絡会、ヒバクシャ国際署名、外
8月28日	9名	2020NPT再検討会議に向けたサイドイベント提案の検討、総会・意見交換会・25周年企画・懸賞論文・下田ケースアーカイブ化事業、第5回「原発と人権」分科会、NGO連絡会、ヒバクシャ国際署名、外
9月30日	11名	2020NPT再検討会議に向けたサイドイベント提案の検討、総会議案書の検討、意見交換会・25周年企画の確認・懸賞論文審査の報告
10月25日	9名	2020NPT再検討会議に向けたサイドイベント提案の検討、総会・意見交換会・25周年企画準備、外

9. 核フォーラムの開催

下記のとおり核フォーラムが開催された。

開催日	参加者	報告者	テーマ
10月10日	20名	森一恵	2020NPT再検討会議に向けたサイドイベント「核兵器も戦争もない世界の実現に向けて」について

※参加者数はおよその人数である。

10. 機関誌「反核法律家」の発行

主な内容は以下のとおりである。

号	主な内容
97 (2018冬)	第4回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in 福島第4分科会「核兵器と原発」
98 (2019春)	2018総会・意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」
99 (2019夏)	2020NPT再検討会議第3回準備委員会と関連会合
100・101 (2019合併号)	創立25周年・機関誌100号記念特集、25年のあゆみと100号の軌跡、各界からのメッセージ

11. ホームページの改善

ホームページが当協会と広範な市民社会との最初の接点となることを考慮して、当協会の活動内容や提供情報等を分かりやすく伝達し、かつ使い勝手の良さを追求しつつ、管理会社と協議しながら改善を進めてきた。今期は、2項③記載のとおり下田ケース資料を検索・閲覧できるよう作業を進めている。

12. 核兵器廃絶日本 NGO連絡会との協働

核兵器廃絶日本 NGO連絡会は、核兵器廃絶に向けて日本国内で活動している NGO・市

民団体の連絡組織である¹⁸。当協会大久保事務局長が連絡会の共同世話人を務め、各団体との意見交換、情報収集などに取り組んでいる。主に連絡会のメーリングリストを通じて密接に連絡を取り合うほか、毎月開催される会合には当協会の役員数名が参加している。

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、2019年3月「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」第4回会合（広島で開催）の際には、当協会も起案に協力した「賢人会議に対する日本の市民社会からの提言」を提出した。また、2020NPT再検討会議第3回準備会合の前に外務省との意見交換会を行った。さらに9月23日には核兵器廃絶国際デー記念イベント「核なき世界へ向けて—それって他人事？自分事？—」を主催（国連広報センター共催）し、当協会役員・会員も参加・協力している。

13. ヒバクシャ国際署名推進連絡会¹⁹との協働

「ヒバクシャ国際署名」は、2016年4月より被爆者の呼びかけによってとりくみが始まった。核兵器禁止条約交渉国連会議や国連総会に署名が提出され、2017年核兵器禁止条約採択を後押ししてきた。核兵器禁止条約の成立を機に、署名文言の更新が検討され、核兵器禁止条約にすべての国の加盟を求めることが追記された。今期、ヒバクシャ国際署名推進連絡会は、海外展開の強化等をはかるため体制と財政的基盤の充実をめざし、協力団体への拠出金を募った。当協会もこれに積極的に応えた。

署名推進連絡会では、月1回ペースの推進連絡会議と月3回ペースの事務局会議がもたれている。当協会からは、田部知江子理事が連絡会議及び事務局会議並びに各街宣行動に出席・参加している。

14. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会は同会に団体加盟し、年会費1万円を負担している。また、当協会の大久保事務局長（理事）、内藤副会長（理事）、田部理事（監事）が役員として活動に関わっている。2019年10月に行われた「継承する会」の「被爆者運動から学び合う学習懇談会」の成功に協力した。

III. 活動方針

A 目標

1. 核兵器の廃絶

核兵器の廃絶は、何十年にもわたって苦しみ続けている被爆者の切実な願いであり、当協会はこの願いを実現させるために設立された。よって、核兵器の廃絶は当協会の最優先課題であることを再確認する。核兵器禁止条約の採択と朝鮮半島の非核化に向けて第一歩が踏み出された新たな情勢を踏まえ、核兵器禁止条約の早期発効・朝鮮半島の完全な非核化と朝鮮戦争の終結、並びに北東アジアの非核地帯化を通して「核兵器のない世界」の達成と維持を目指す。

2. ヒバクシャ援護

ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相が核兵器廃絶の原点である。被爆者援護と同時に福

¹⁸ 活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。

『核兵器廃絶日本 NGO 連絡会』 <https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/>

¹⁹ 活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。

『ヒバクシャ国際署名』 <http://hibakusha-appeal.net/index.html>

島原発事故の被害者救済に取り組む。また、在外被爆者との連携をはじめ、核実験被害者を含めたグローバルヒバクシャの観点から世界中の核被害者との連帯を進める。

3. 原発に依存しない社会の構築

日本政府は、深刻な被害をもたらした福島第一原発の事故について何も反省せず、我々の要求とは反対に、原発再稼働に踏み切ったのみならず、他国への原発輸出を推進しようとしている。我々は政府に歯止めをかけるために、国内外の市民社会との連携を強め、脱原発運動をよりいっそう強化しなければならない。

B 行動計画

1. 核兵器禁止条約の早期発効、日本政府に署名・批准を求めるとりくみ

核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界を達成しつつ維持する」ことが、「世界の最上位にある公共善であり、国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資する」（前文 5 段）とうたっている。核兵器頼みの安全保障から、核兵器のない世界の実現で平和と安全を確保するという核兵器禁止条約の価値と論理を普遍化し、早期発効を求めるとりくみを、広範な市民社会と連携して進める。

核兵器禁止条約は、第 8 条において締約国会合に、非締約国や国連等国際機関とならんで赤十字及び NGO にオブザーバー招請を行うことを定め、市民社会の関与を積極的に求めている。当協会は、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会と協働しつつ、日本政府に禁止条約の署名・批准を求めるとりくみを強める。

2. 2020NPT 再検討会議に向けて

2020NPT 再検討会議に当協会から代表を派遣する。今次再検討会議は、NPT 発効 50 周年、第 10 回目の節目にあたる。核兵器禁止条約は、NPT を補完し強化するものであり NPT6 条に定める核軍縮に向けた効果的措置に貢献するという立場から、市民社会の一員として当協会も 2020NPT 再検討会議の合意形成プロセスを注視していく。

今次再検討会議にあわせて各国政府・市民社会によるサイドイベントがとりくまれる。当協会は、IALANA との共催による「『核兵器も戦争もない世界』の実現に向けての提案」をテーマとするサイドイベントを提案しており、実現に向けて全力を擧げる。

3. 朝鮮半島・北東アジア非核化のために

朝鮮半島の平和と安定のためには、韓国・北朝鮮双方の敵対的ではない民衆レベルでの交流が重要となる。当協会はこれまでも意見交換会「朝鮮半島の非核化のために」を行い、マスメディアでは伝えられない情報・議論を発信してきた。南北朝鮮及び日本の市民社会における対話と交流、情報交換の場を提供し、提言などを発信していくことは、引き続き当協会の重要な任務である。私たちは、引き続き朝鮮半島及び北東アジアの非核化に向けてその展望を、市民社会とともに検証していく。

4. 当協会創立 25 周年・機関誌『反核法律家』創刊 100 号記念行事

昨年総会決議で確認した創立 25 周年・機関誌『反核法律家』創刊 100 号記念行事として、本総会・意見交換会の後、25 周年記念レセプションを行う。当協会 25 周年のあゆみを振り返り、当協会友誼団体との交流を深め、今後の活動の発展を誓う場とする。また、機関誌 100 号記念懸賞論文の公募は、若い世代の育成・奨励を目的に行われたものである。今後も当協会の活動を承継していく将来世代の育成・奨励に努める。

5. ヒバクシャ国際署名の推進

2016年4月被爆者の呼びかけによって始まった「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」(ヒバクシャ国際署名)は、核兵器禁止条約の採択にも大いに貢献した。核兵器禁止条約の成立を機に、当該条約にすべての国の加盟を求めることが追記されたこの署名について、世界中で億人規模で集めることを目標に活動を続ける署名推進連絡会と協力協働して、当協会も署名活動にとりくむ。

6. 核兵器廃絶日本NGO連絡会との協働

核兵器廃絶日本NGO連絡会は、外務省や「賢人会議」等との意見交換会や、核兵器廃絶国際デーにちなんだイベントなどに積極的にとりくみ、市民社会の声を政府の核政策に反映させるうえで、重要な機会となっている。当協会は、引き続き同連絡会と協働してとりくみを強化する。

7. 「原発と人権」ネットワークとの協力協働

原発に依存しない社会の実現をめざして「原発と人権」ネットワークとの協力協働により脱原発運動を進める。原発被害者損害請求訴訟や原発差止訴訟を支援し、人類と核は共存できないという立場から、とりくみを強める。

開催が予定されている第5回「原発と人権」全国研究・市民交流集会の成功に寄与するとともに、当協会主催または共催の分科会を成功させる。

8. IALANAとの連携

IALANAが主催・共催する国際会議への貢献、ニュースレターへの投稿、また意見交流の場などを通じて連携を強化する。IALANAの組織的基盤を強化するため、当協会に求められる必要な貢献について、引き続き協議検討する。今期はとりわけ、第2項に掲げた2020NPT再検討会議IALANAとの共催によるサイドイベントの実現と成功が大きな目標となる。

9. 当協会会員の拡大と財政基盤の強化

会員数は260名程度にまで減少した。一方で身近な人たちへの入会を呼びかけ、同時に会員にとって魅力ある会とするために活動の充実を図り、当協会の財政基盤を強化する。

10. 機関誌「反核法律家」の充実

引き続き年4回発行を目標とする。

11. ホームページの充実

当協会会員・役員から寄せられた改善案に基づき、さらなる充実を図る。またこの間作成してきた英語版ページの活用で、海外からのアクセスにも対応できるよう内容を検討し、国際的な発信力を高める。下田ケースアーカイブの完成で、歴史的価値ある資料の公開・閲覧で寄与する。

12. 理事会・役員体制の充実

引き続き毎月理事会を開催する。参加者が増えるよう案内・報告を早めに送るなどの工夫を続け、スカイプ参加も活用する。当協会が反核運動の中で、法律分野における最先端の理

論集団としての役割を果たせるよう、役員体制を充実し、若手の育成を進める。

13. 「核フォーラム」の充実

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との共催も定着してきた。「核フォーラム」は、当協会が幅広く市民社会と意見交換を進める貴重な場となっている。今後は、テーマを決めての連続講座などの工夫をして参加者を増やし、実りある会にしていきたい。遠方からスカイプでの参加も歓迎する。

14. メーリングリストの活用

会員の協力を得て、参加者 156 人（2019 年 10 月 8 日現在）にまで拡大した。そこでは、理事会の案内・報告に加え会員同士の情報提供や意見交換が活発に行われている。今後もメーリングリストを積極的に活用するとともに、参加者数の拡大を図る²⁰。

15. 「非核の政府を求める会」との連携

「非核の政府を求める会」の専門部会との密接な交流を検討する。

16. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会も加盟団体として「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」の活動、とりわけ「継承センター」の設立に協力する。

²⁰ メーリングリストに参加していない会員の方は下記連絡先宛にメールアドレスを教えて下さい。 FAX : 04-2998-2868 E-mail : ohkubo.law.office@ia4.itkeeper.ne.jp

IV. 役員体制

日本反核法律家協会役員名簿

役職	氏名	所在	職業	備考
会長	佐々木 猛也	広島	弁護士	IALANA共同会長
副会長	高崎 暢	北海道	弁護士	
副会長	内藤 雅義	東京	弁護士	
副会長	成見 幸子	宮崎	弁護士	
副会長	藤原 精吾	兵庫	弁護士	
事務局長	大久保 賢一	埼玉	弁護士	
理事	梓沢 和幸	東京	弁護士	
理事	足立 修一	広島	弁護士	
理事	池上 忍	広島	弁護士	
理事	井上 正信	広島	弁護士	
理事	梅田 章二	大阪	弁護士	
理事	浦田 賢治	東京	学者	IALANA副会長
理事	大住 広太	東京	弁護士	
理事	太田 茂	東京	弁護士	
理事	萱野 唯	東京	弁護士	
理事	君島 東彦	京都	学者	
理事	笹本 潤	東京	弁護士	
理事	椎名 麻紗枝	東京	弁護士	
理事	高見澤 昭治	東京	弁護士	
理事	田部 知江子	東京	弁護士	
理事	徳岡 宏一朗	東京	弁護士	
理事	鳥生 忠佑	東京	弁護士	
理事	中川 重徳	東京	弁護士	
理事	中西 裕人	大阪	弁護士	
理事	西山 明行	千葉	弁護士	
理事	村山 志穂	埼玉	弁護士	
理事	森 一恵	三重	弁護士	
理事	森 孝博	東京	弁護士	
理事	安原 幸彦	東京	弁護士	
理事	山田 寿則	東京	学者	IALANA理事
監事	岡部 素明	埼玉	税理士	
機関誌・会計	井上 八香	埼玉	事務員	
機関誌	田中 恒子	埼玉	事務員	
機関誌	中山 康子	東京		